

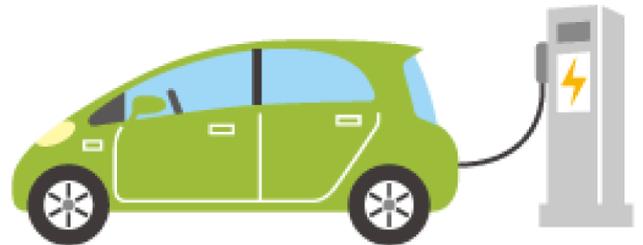
電気自動車等の整備の業務に係る特別教育 案内書

法律根拠

- ・ 労働安全衛生法第 59 条の規定により、電気自動車、ハイブリッド自動車等の整備業務について、感電による労働災害を防止するため、電気自動車等の整備の業務には、特別教育を実施することが義務づけられています。
- ・ 本件の特別教育は、令和元年(2019年)10月1日に改正された労働安全衛生規則第36条 第4号の 2 によって、従来の低圧電気取扱業務特別教育から分離・独立したものです。

対象者等

- ・ ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車（内燃機関を有さないもの）、燃料電池自動車、バッテリー式のフォークリフト等の車両系荷役運搬機械およびバッテリー式のドラグ・ショベル等の車両系建設機械のうち対地電圧が50Vを超える蓄電池を内蔵するものが含まれます。



受講資格

特になし

受講科目・講習時間

- 学科講習** : 低圧の電気に関する基礎知識(1H)、低圧の電気装置に関する基礎知識(2.5H)、低圧用の安全作業用具に関する基礎知識(0.5H)、電気自動車等の整備作業の方法(1H)、関係法令(1H)
- 実技講習** : 自動車の整備作業の方法(実技) (1H)

受講料金 … 令和7年2月1日現在

- 一般 : 受講料 11,000円、テキスト代 1,650円、合計 12,650円
- 会員 : 受講料 7,700円、テキスト代 1,650円、合計 9,350円